

主推進機関に対する符号 MNS*/MNS への M0 付記に関する事項

改正規則等

登録規則

鋼船規則検査要領 D 編

改正理由

船舶が本会の自動化設備規則 4 章に規定する「機関区域の無人化設備」の登録を受け、その設備が当該規則に従い維持される場合、船舶には設備符号“M0”が付記される。この設備符号は、本来は設備証書に記載されるものであったが、機関区域の無人化設備を有する船舶であることを船主から旗国などに通知するため、船級証書にその旨を記すよう要望があった。このため、主推進機関に対する符号“MNS*”又は“MNS”に“M0”を付記する特別規定を規則に設け、船級証書にも“M0”を記載して要望に対応してきた。

今般、船級証書と設備証書を統合し、設備証書に記載していた設備符号も船級証書へ記載するよう規則を改めたことから、不要となった“M0”を符号“MNS*”又は“MNS”へ付記する特別規定を廃止した。

また昨今のデジタル技術の発展に伴い、証書の偽造防止の観点などから、船級証書の様式を規則に掲げることによるリスクが懸念されるため、証書様式の掲載を廃止し、船級証書に記載すべき項目を改めて規則に明記することとした。

改正内容

- (1) 主推進機関に対する符号“MNS*”又は“MNS”に M0 を付記する規定を削除した。
- (2) 船級証書様式及び仮船級証書様式を削除し、証書に記載すべき項目を規定した。

改正条項

登録規則 2.1.4, 4.1.2, 4.2 (削除)

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.1.3 1.1.2-4.